

報告第二六二號

松屋デパート専屬裁縫部徒弟労働争議

發生 昭和九年五月六日
解決 同 八月自然解決

松屋デパート専屬裁縫部徒弟労働争議

- 一、名 稱 松屋専屬吉田裁縫部
- 二、所 在 地 福岡市船津町
- 三、事業の種類 長物裁縫
- 四、事業主 吉 田 彌
- 五、従業員數 一七名（職人男一、徒弟女一六名）
- 六、争議参加人員 一六名（徒弟女全部）
- 七、發生年月日 昭和九年五月六日
- 八、發生原因

事業主は自宅階上を裁縫所として師弟約定（別紙契約證参照）の下に無給にて徒弟を收容（三ヶ年々期にして終了後御禮奉公六ヶ月）し一名の職人之を指導して松屋デパート専屬の裁縫をなす。而して毎日午前六時起床し同八時より午後十時迄